



経営者必見！ 財産形成のコツ

～ 必要な理由とそのポイント～

- 日本の所得税・住民税について
- 超過累進課税のイメージ
- 役員報酬を毎年増やした場合
- 退職金の優遇税制
- 「役員報酬の上乗せ」と「退職金による支給」との比較
- 退職金課税の優遇措置
- 役員退職慰労金(退職金)準備のための生命保険の活用

法人向け保険商品は、被保険者に万一のことがあった場合、保険金等を事業保障資金などの財源として活用いただくための、「保障」を目的とする商品です。ご加入の検討時には、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を確認してください。

本冊子は2025年1月現在の税制に基づき作成されております。税制改正等で変更になることがありますのでご注意ください。
また、個別の取扱いにつきましては所轄の税務署等にご相談下さい。



経営者必見！ 財産形成のコツ

～必要な理由とそのポイント～

- 日本の所得税・住民税について
- 超過累進課税のイメージ
- 役員報酬を毎年増やした場合
- 退職金の優遇税制
- 「役員報酬の上乗せ」と「退職金による支給」との比較
- 退職金課税の優遇措置
- 役員退職慰労金(退職金)準備のための生命保険の活用

法人向け保険商品は、被保険者に万一のことがあった場合、保険金等を事業保障資金などの財源として活用いただくための、「保障」を目的とする商品です。ご加入の検討時には、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を確認してください。

本冊子は2025年1月現在の税制に基づき作成されております。税制改正等で変更になることがありますのでご注意ください。
また、個別の取扱いにつきましては所轄の税務署等に相談下さい。

2025/2/28 vol.1

©2025 Sales techo-sha Insurance FPS Research Institute, Ltd.

経営者必見！財産形成のコツ

本日はお忙しいところお時間をいただきありがとうございます。
今日は「経営者必見！財産形成のコツ」という内容でご説明させていただきます。

生命保険の法人契約における2025年問題をご存じでしょうか？
2019年2月に国税庁が返戻率50%超の保険商品の損金処理を認める従来の税制を見直すと発表しました。
その後、全額損金扱いの法人保険の駆け込み需要がありました。

その全額損金扱いの解約返戻金のピークが2025年と言われております。
〇〇社長さんは、全額損金扱いの保険に加入していますか？
解約返戻金のピークがいつ頃かご存じですか？

本日は、経営者に有利な税制と経営者の財産形成に役立つ情報を説明させていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

□ 日本の所得税・住民税について

所得税・住民税計算の基本的な考え方



所得税は、収入金額(個人の場合は売上など)から必要経費等を引いて所得金額を求め、これに各種の控除等を考慮し、課税所得金額を求めます。そして得られた金額から所得税・住民税を計算します。実際の計算方法は次ページ以降で解説します。

<注>実際には税額控除など他に考慮すべきものもありますが、ここでは基本的な考え方を示します。

□ 日本の所得税・住民税について

所得税・住民税計算の基本的な考え方



所得税は、収入金額(個人の場合は売上など)から必要経費等を引いて所得金額を求め、これに各種の控除等を考慮し、課税所得金額を求めます。そして得られた金額から所得税・住民税を計算します。実際の計算方法は次ページ以降で解説します。
<注>実際には税額控除など他に考慮すべきものもありますが、ここでは基本的な考え方を示します。

2

まずは、日本の所得税・住民税について

「所得があれば税金がかかる」と言いますが、具体的にはどういうことでしょうか。日本の税制について簡単にご説明します。わかりやすく説明するために、細かい部分は省略していますのでイメージとしてご理解下さい。

例として、所得税の考え方を説明します。

まず「所得金額」とは「収入金額」から「必要経費等」を引いたものです。そして「収入金額」とは、商店なら売り上げ、ライターなら原稿料などのように入ってきたお金で、「必要経費」とは商品の仕入れなどの原価や交通費など、収入を得るために支出したお金です。

この「所得金額」から「基礎控除」「配偶者控除」などの「所得控除」を引いたものが「課税所得金額」です。

課税所得金額から税額を計算しますが、税額は単純に「税率〇%をかける」のような計算ではありません。この点については次のページ以降でご説明します。

□ 超過累進課税のイメージ

所得税の税率

課税所得金額		税率	速算控除額
1,000円	から 1,949,000円	5%	—
1,950,000円	から 3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円	から 6,949,000円	20%	427,500円
6,950,000円	から 8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円	から 17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円	から 39,999,000円	40%	2,796,000円
40,000,000円	から	45%	4,796,000円

住民税の税率(所得割)

所得金額にかかわらず

10%

税率は一律ではなく、所得が一定の金額を超えると、**超えた部分についてより高い税率**で税金が課されます。



超過累進課税

<注> 所得税と住民税の所得控除の差額および調整控除、住民税の均等割は考慮していません。
所得金額から所得控除を差し引いた金額が0円以下の場合には課税されません。
令和19年までは、この他に復興特別所得税が課されますが、ここでは考慮していません。

□ 超過累進課税のイメージ

所得税の税率

課税所得金額		税率	速算控除額
1,000円	から 1,949,000円	5%	-
1,950,000円	から 3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円	から 6,949,000円	20%	427,500円
6,950,000円	から 8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円	から 17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円	から 39,999,000円	40%	2,796,000円
40,000,000円	から	45%	4,796,000円

住民税の税率(所得割)

所得金額にかかわらず

10%

税率は一律ではなく、所得が一定の金額を超えると、**超えた部分についてより高い税率で税金が課されます。**



超過累進課税

<注> 所得税と住民税の所得控除の差額および調整控除、住民税の均等割は考慮していません。
所得金額から所得控除を差し引いた金額が0円以下の場合には課税されません。
令和19年までは、この他に復興特別所得税が課されますが、ここでは考慮していません。

3

ここからは超過累進課税のイメージです。

日本の場合、所得にかかる税金は超過累進課税です。
超過累進課税は所得が増えると一律で全体の税率が上がるのではなく、一定の金額を超過すると、その部分に高い税率がかかる仕組みです。

所得税の税率は
1,000円から1,949,000円以下の所得では5%、
195万円から3,299,000円以下の所得は税率10%、
330万円から6,949,000円以下の所得は税率20%、
のように一定の金額を超過した分にだけ高い税率がかかる仕組みです。
そして、所得が4,000万円以上の場合の所得税の税率は45%となります。
これが超過累進課税です。

この所得税の金額に加えて、税率が一律10%の住民税が課されることとなります。

なお、令和19年までは、このほかに復興特別所得税が課されますが、この資料では、これを除いて説明しています。

□ 「役員報酬の上乗せ」と「退職金による支給」との比較

役員報酬1,800万円に毎年200万円を
20年間(合計4,000万円)上乗せ

役員報酬の上乗せではなく、毎年200万円
を退職金として積み立て、4,000万円を
「退職金」として退職時にまとめて支給

税金 2,000万円
手取り 2,000万円



税金 383.9万円
手取り 3,616.1万円

役員報酬の上乗せ

退職金



□ 「役員報酬の上乗せ」と「退職金による支給」との比較

役員報酬1,800万円に毎年200万円を
20年間(合計4,000万円)上乗せ

役員報酬の上乗せではなく、毎年200万円
を退職金として積み立て、4,000万円を
「退職金」として退職時にまとめて支給

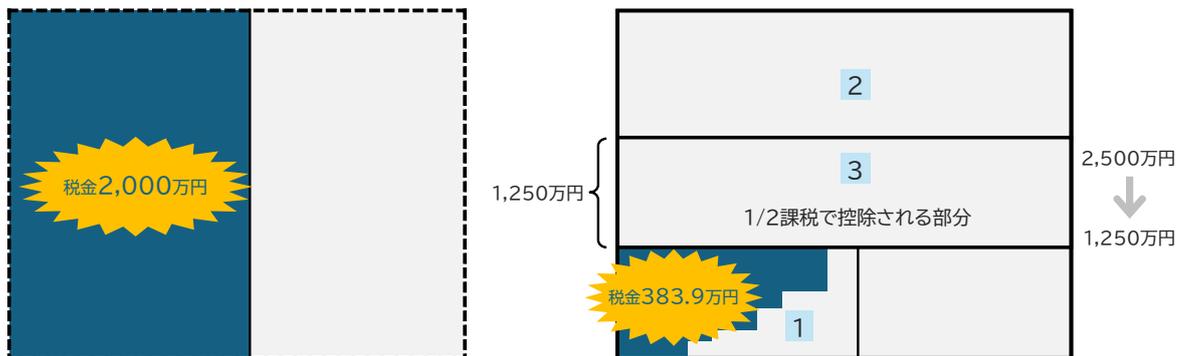
税金 2,000万円
手取り 2,000万円



税金 383.9万円
手取り 3,616.1万円

役員報酬の上乗せ

退職金



10

改めて「役員報酬の上乗せ」と「退職金による支給」を比較すると図のようになります。

報酬を毎年200万円上乗せした場合は、20年間で報酬が4,000万円増えますが、税金も2,000万円増えるので、実際の手取額は2,000万円しか増えません。一方、役員報酬の上乗せではなく、毎年200万円を20年間積み立てて4,000万円を退職時にまとめて支給した場合、税金は383.9万円なので、手取額は3,616.1万円となります。

両方を比較すると手取額が約1,600万円も異なるのです。